

令和 4 年 6 月 10 日現在

機関番号：17401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K03468

研究課題名（和文）会社法上の債権者保護規定を通じた従業員の保護に関する研究

研究課題名（英文）Research on worker protection through creditor protection provisions of the Companies Act

研究代表者

高木 康衣（TAKAGI, Yasue）

熊本大学・熊本創生推進機構・准教授

研究者番号：60435120

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では会社法の債権者保護規定による従業員の保護機能を検討すべく、会社法22条（商法17条）、会社法350条（持分会社につき会社法600条）、会社法429条等につき債権者たる従業員の救済手段として運用された事例の分析や検討を行った。研究中に の比重が高まった結果、最終年度に公表した研究成果物は、2021年10月8日の日本私法学会個別報告「会社法350条に関する一考察」をはじめ に偏った。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の成果物は、会社法429条をはじめ会社法上の債権者保護全般に関するものも含まれているが、主として会社法350条に関連する論考である。中でも「中小企業におけるセクハラ・パワハラと会社法350条」水島郁子・山下眞弘編著『中小企業の法務と理論』316-339頁（中央経済社、2018年）以降、同条と民法715条の根本的な違いは何かとの疑念を追究し、会社法350条の本質に関連する検討を続け、その成果として2021年度の日本私法学会個別報告「会社法350条の制度趣旨に関する一考察」やその先行論文において、同条を個人の具体的な不法行為責任なく企業責任を肯定しうる規定との意味を持つものと位置付けた。

研究成果の概要（英文）：In this study, we examined the employee protection function under the creditor protection provisions of the Companies Act. Specifically, (1) §17 of the Commercial Code (Article 22 of the Companies Act), (2) §350 of the Companies Act (§600 of the Companies Act for Membership Company), and (3) §429 of the Companies Act were used as relief measures for employees who are creditors. We investigated and analyzed the cases. However, as the research progressed, the importance of (2) increased, and the research results published in the final year were biased toward those related to (2). The main one is "A Study on §350 of the Companies Act" as an individual report of the Japan Association of Private Law on October 8, 2021. Therefore, as the next step of this research, it is important to confirm (1) and other judicial precedents regarding the creditor protection provisions under the Companies Act.

研究分野：会社法

キーワード：債権者保護 会社法350条 不法行為債権者 従業員保護 企業責任 機関責任

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

会社法上の債権者保護規定は、一括りに「債権者」と定めるのみであって、その債権者の属性、債権の種類などによる異なる取扱いは、ごく一部に不法行為債権者への配慮がなされているのみであり、ほとんど考慮されていない。商法・会社法における債権者保護規定の多くは、企業取引の相手方を債権者として想定するが、現実には、会社の従業員や投資家など企業取引の相手方ではない者も含まれる。企業活動が極めて広範かつ複雑に成長を遂げた現代において、会社法上の債権者保護規定による保護のあり方には、債権者の特性などを考慮する必要がないのかを明らかにする必要があると考えた。

2. 研究の目的

会社法が広く多様な「債権者」と会社との関係をも規律し、もって会社が当事者となる紛争の解決に資するためには、まず債権者をその性質ごとに分類し、その保護に運用される会社法規定の解釈のあり方を、債権者ごとに検討する必要があると考え、本研究では、債権者のうち「従業員」に焦点を当て、その保護に関わる会社法規定のうち 350 条、22 条、429 条、23 条、23 条の 2 に関する事例に限定して、その運用状況を分析し、そこに存在する労働法領域と会社法領域に跨る問題に対する解決の方向性を探るものである。

3. 研究の方法

対象条文に関連する従業員が対象となる裁判事例についての検討(判例研究)を積み重ね、その特徴を検討することとした。当初の計画では、上記の各条文につき均等に検討を行う予定であったが、従業員保護との関連では、会社法 350 条と 429 条以外の事案はあまり見られなかったこと、後者については会社法領域での研究が極めて盛んになされているのに比べ、前者については未だ多くはなく、会社法 350 条の運用事案においては、会社法 350 条責任が民法 715 条や民法 709 条と重疊的に主張されており、その理論構成に不明瞭な点が少なくないことなどから、主として会社法 350 条に関する事例研究に偏るものとなり、かつ考察の対象が 350 条の性質や制度趣旨についての考察に傾くものとなった。

4. 研究成果

(1) 事業譲渡に関連する会社法上の債権者保護規定について

会社法 22 条は、商号続用責任を定める平成 17 (2005) 年改正前商法 26 条を引き継ぎ、事業譲渡後に譲受会社が譲渡会社の商号続用の場合に適用される。なお、現行商法 17 条は個人商人の営業譲渡に適用される。事業譲渡・営業譲渡の実務上の利用が活性化される中では、それを悪用する債務逃れの予防や債権者保護が会社法上の重要な関心事となる。

近時、会社法 22 条(商法 17 条)が問題となった事案として、たとえば東京地判平成 27 年 10 月 2 日(金判 1480 号 44 頁)については、報告者も本研究の足がかりとなる判例研究を公表しているが、その他にも、近時は商号続用そのものではなく屋号や標章などの続用がある場合に、同条の(類推)適用が問題となった事案があり(たとえば東京地判平成 31 年 1 月 29 日(金融・商事判例 1566 号 45 頁))、会社法 22 条(商法 17 条)の射程や制度趣旨などが問題となっている。本研究の対象となる従業員が債務者となって同条による救済を求めた事案としては、やや古い仙台高判平成 20 年 7 月 25 日(労働判例 968 号 29 頁)がある。同事案は、譲渡人に雇用されていた原告が、事業譲渡人による未払い賃金につき、譲渡人の屋号を続用する譲受人に支払い請求をなしたものである。一審仙台地判平成 20 年 3 月 18 日(労判 968 号 32 頁)は、ラーメン店の屋号である「A ラーメン」の続用が認められる他、事業の承継があったと判断できる客観的事実が複数存在することを認定し、譲受人に対し、譲渡人の従業員に対する未払い賃金の支払い義務を認めた。この一審判決は、屋号の続用がある場合の商法 17 条 1 項の適用・類推適用を認めているようにも見えるのであるが、その点は明らかではない。同条の適用ないし類推適用については原告が主張していないため、仮に一審が同条の類推適用を判断したとすれば弁論主義の点からも問題となるとの指摘がみられる(開本英幸「A ラーメン事件」季刊労働 225 号(2009 年) 254 頁)。

これを受け、控訴審である仙台高判平成 20 年 7 月 25 日は、一審判決が同条を適用ないし類推適用したのではないことを明言した上で、ラーメン店の営業という事業が「事業上包括的に承継され」たものとして労働契約の承継を認めた。したがって、両判決は屋号の続用があった場合の労働契約上の債務の承継につき会社法 22 条や商法 17 条の類推適用を認めるものではないと解さざるを得ない。

だからと言って、会社法 22 条(商法 17 条)は、債権者としての従業員の保護機能を有しないという結論は早計にすぎず。理論的には、同条を通じた従業員の救済の余地は残るであろう。未だ同条により従業員の保護が図られた事案はないとしても、今後も利用手段となる可能性がないわけではない。先に事業譲渡・営業譲渡の利用が活性化すると述べたが、中小企業の経営者の高齢化が進む中で事業活動を維持し、地域の経済活動を守る必要性が強まっていることは言う

までもない(この点につき、拙稿「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」について-熊本県下における抽象零細企業の実態を参考に-」参照)。事業承継をめぐるのは、国がこれを積極的に支援する動きが続いている中、後継者不在の事業主が第三者に事業譲渡するケースも増加傾向にあり、事業譲渡によって自らの債権を侵害される可能性の高い従業員への保護が必要な場面も増加する危険性は高い。また、事業承継事案に限らず、譲渡人の経営状況が悪化していく中で事業(営業)譲渡がされる場合には、従業員への未払い賃金の発生や、従業員からの借入れの発生も少なからず見受けられる。また、2020年以降の新型コロナウイルス感染症の拡大にともなう経済活動の停滞は、多くの中小零細企業の財務状況を悪化させていることからすれば、企業の経営破綻が急激に増加する危険性も否めない。こうした事情を踏まえると、今後、会社法22条(商法17条)により債権者としての従業員保護のためにも、事業譲受人の責任を肯定すべき事案も増加することが懸念される。雇用の確保に同条が機能することは期待できないが、引き続きこれらの規定に関連する事例の発掘などを続け、同条による従業員保護のあり方を検討する必要性は低くない。

なお、平成26(2014)年改正によって導入された会社法23条の2(商法18条の2)による詐欺的事業(営業)譲渡事案については、残念ながら未だ対応する事例が見出せていない。

(2) 役員等の会社法429条責任追及による従業員保護

我が国の中小企業においては、会社自体の財産が少なく、役員の個人資産の方が会社財産よりも多い場合も少なくない。その結果、中小会社の事業活動を通じて損害を被った第三者は、会社法429条を通じて役員個人への損害賠償請求を行う事例が多数見られ、本研究の対象である従業員が主体となるものも、この手法によるものが見られる。例えば、本研究の成果の一つとして公表した判例研究の対象である津地判平成29年1月30日(判判1160号72頁)では、従業員の過労死につき、会社役員には安全配慮義務の履行に関する注意義務違反があったとして会社法429条責任を肯定している。

労働法上の安全配慮義務については、一般企業の労働者に対する安全配慮義務を認めた最初の最高裁判決である川義事件・最判昭和59年4月10日(民集38巻6号557頁)が、「労働者が労務提供のため設置する場所、設備もしくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務」と定義し、その後労働契約法5条が、安全配慮義務につき「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と規定している。この規定は、安全配慮義務は労働契約から当然に生ずるものであり、契約や就業規則等の根拠規定を要せず、使用者が当然に安全配慮義務を負うことを示したものと解されるに至っている。

労働法上、今や一般的なものとなった企業(使用者)の安全配慮義務につき、上記津地判平成29年1月30日では会社自身の不法行為責任を認めた上で、会社が負う安全配慮義務は、代表取締役らの業務執行を通じて実現されるべきであるが、それに対する違反があった場合には代表取締役の任務懈怠(注意義務違反)となりうるとした。このような請求の仕方も、被害者である従業員たちが金銭的解決を得ようとする場合には珍しくない。役員が果たすべき善管注意義務の内容として、安全配慮義務違反が生じないようにすることが求められているとの裁判所の立場は、実際に安全配慮義務違反が発生した場合の事後的な従業員保護手段としての損害賠償請求において意味を持つだけでなく、むしろ企業が負っている安全配慮義務に関し、役員等が自らの職務として何をする必要があるのかを示し、役員等の具体的な行動への道筋をつける役割を果たすものと思われる。

ただし、一方で、本質的には企業活動を通じて損害を受けた第三者(従業員に限らず)に対する責任は、企業を通じてなされることが望ましいのであって、会社法429条に頼る必要のない会社組織の確立、すなわち中小企業における所有と経営の分離が進み、会社財産が積み上げられて企業活動によるリスクへの責任をも担保しうる十分な会社資産の保有が一般的となっていくことが望ましい。そうした点で、たとえば中小企業の経営者に課されていた個人保証の制度に対する見直しといった最近の取り組みが効果を発揮し、実務上、中小企業の組織化がどこまで進展していくにつれ、今後も注意する必要がある。

(3) 会社法350条による従業員保護

上記(2)でも述べているように、中小企業では会社財産が役員の個人財産に比べて少ない場合も少なくない。しかし、本来であれば、事業活動によって生じた損害につき責任を負うべきは会社自身であろう。その意味では、会社を含めた企業に対して、直接的に民法709条責任を負わせることも、理に叶っている。もっとも、法人自体の不法行為責任について、未だ民法学上これに反対する見解も多く見られることからすれば、会社自体に責任を負わせる別の手段が必要となり、会社法350条はまさにその手段としての中心的な役割を果たしうる条文であると考えられる。

本研究成果としての2021年度の私法学会個別報告では、この点を含め、同条は企業責任全般の根拠規定としての重要な意味を持つことを示した。従業員に対する責任を含め、会社が負うべき責任への追及手段が明確化され、その利用が容易になることで、事後的な被害者の救済に資することが期待される。また、それ以上に、かかる事態の発生防止へ向けて、具体的な予防的措置が代表者らによって講じられ、企業責任が追及される事態、すなわち事業活動を通じた不法行為

の防止策が経営者らの主導によって構築され、浸透することも、副次的に期待することができよう。

会社法 350 条を通じて従業員保護が認められた事案として、たとえば東京地判平成 28 年 9 月 12 日（判時 2436 号 45 頁）及びその控訴審判決である東京高判平成 30 年 4 月 26 日（判時 2436 号 32 頁）は、造園業を営む会社における労働災害事案であるが、代表者に安全配慮義務違反に基づく債務不履行責任並びに不法行為責任があるとされ、会社法 350 条による会社の責任も認められた。また、労働判例事案の中でも、近時増加傾向にあるのがハラスメント事案であるところ、これについて同条責任が肯定されたものが相当数見受けられるが、350 条責任のみではなく、会社自身の民法 709 条責任や、ハラスメントの実行行為者の民法 709 条責任などと共に請求がなされ、そしていずれの主張によるのかが明確でないままに責任は肯定されているというものも見受けられた（この点については、本研究の成果物としての拙稿「中小企業におけるパワハラ・セクハラと会社法 350 条の適用」水島郁子・山下真弘『中小企業の法務と理論』316-339 頁（中央経済社、2018 年）参照）。しかし、令和 2 年から施行されている改正労働施策総合推進法によって、パワハラ是正のために事業主に対する一定の義務が課されたことで、会社法 362 条 4 項 6 号のいわゆる内部統制システムの整備の具体的な中身として、改正労働施策総合推進法 30 条の 2 に即したものの構築が必要となるものと思われ、今後同様の裁判事例において、350 条責任の追及が増加するか否か、また増加するとしてその場合の代表者の不法行為の認定のあり方がどう変化するかを、今後も注意深く見守る必要がある。

また、ハラスメントとは異なるものの、グループ親会社が子会社の従業員に対して安全配慮義務を負うかにつき否定的に言及した事案（最判平成 30 年 2 月 15 日、イビデン事件（判例タイムズ 1451 号 81 頁））は、会社法 350 条責任を追及するものではないが、グループ企業において、従業員の雇用環境などに責任を負うものが誰であるべきかを議論する上での重要な意味を持つものと思われ、本研究成果としての私法学会個別報告においても触れている。グループでの事業活動において支配的立場にある会社が、子会社の事業活動を通じて高い収益を上げているのであるとすれば、たとえ法人格は異なるとしても、子会社を含めグループ企業の従業員全般に対する責任を負うことが妥当と考える余地はある。従業員の保護という意味でも、またそれ以外の企業取引に関するグループ企業経営の健全化の見地からも、今後はこうしたグループ親会社の義務についての検討が一層活性化される必要があるように思われる。

< 引用文献 >

高木康衣「被用者のセクハラと会社代表者の行為についての会社法 350 条の損害賠償責任（大阪地裁平成 21 年 10 月 16 日）（後藤勝喜教授退職記念号）九州国際大学法学論集 21(1)173-188 頁（2015 年）

高木康衣「標章等の譲受会社に会社法 22 条の責任が認められた事案[東京地裁平成 27.10.2 判決]」熊本ロージャーナル (12) 59-68 頁（2016 年）

高木康衣「経営状態の悪化した会社の代表取締役が商品を購入してその代金が支払不能となった場合に会社法 429 条の責任が認められた事案[大阪高裁平成 26.2.19 判決]」熊本ロージャーナル(13)29-36 頁（2017 年）

高木康衣「判例評釈 代表取締役の安全配慮義務違反と会社法 429 条の責任：竹屋ほか事件・津地判平成 29 年 1 月 30 日労判 1160 号 72 頁」Newsletter = ニュースレター(52)2-6 頁（2018 年）

高木康衣「中小企業におけるパワハラ・セクハラと会社法 350 条の適用」水島郁子・山下真弘『中小企業の法務と理論』316-339 頁（中央経済社、2018 年）

高木康衣「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」について：熊本県下における中小零細企業の実態を参考に」熊本法学 154 号 153-178 頁(2022 年)

丸山秀平・藤嶋肇・高木康衣・首藤優『全訂株式会社法概論（第二版）』（中央経済社、2022 年）38-39 頁コラム 4（高木康衣）

高木康衣「会社法 350 条の責任—債権者別にみた運用事例と令和元年改正との関係について—」砂田太士・久保寛展・高橋公忠・片木晴彦・徳本穰編『企業法の改正課題』197-212 頁（法律文化社、2021 年）

高木康衣「会社法 350 条の制度趣旨に関する一考察」野田博・大杉謙一・小宮靖毅編『丸山秀平先生古稀記念論文集商事立法における近時の発展と展望』291-308 頁（中央経済社、2021 年）

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計6件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 高木康衣	4. 巻 35-4
2. 論文標題 所有と経営の分離のない株式会社におけるコーポレートガバナンス	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Wonkwang Law Review	6. 最初と最後の頁 235-251
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） 10.22397/wlri.2019.35.4.235	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高木康衣	4. 巻 1588
2. 論文標題 一部株主に招集通知を欠き偽造委任状による総会決議に関与した代表取締役の不法行為責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 金融・商事判例	6. 最初と最後の頁 2-7
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高木康衣	4. 巻 35巻第1号
2. 論文標題 日本における会社分割と債権者保護 - 濫用的会社分割事案に対する判例紹介を中心に -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 圓光法学	6. 最初と最後の頁 377,397
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -
1. 著者名 高木康衣	4. 巻 1549
2. 論文標題 株主総会における議事進行にかかわる総会決議取消しの訴えならびに株主総会における株主権の侵害に対する損害賠償請求のいずれも否定された第1審判決が控訴審においても支持された事例「フジ・メディアホールディングス株主総会決議取消請求事件控訴審判決」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 金融商事判例	6. 最初と最後の頁 10,15
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 高木康衣	4. 巻 141
2. 論文標題 代表取締役の利益相反行為を理由とする会社の損害賠償責任—東京地判平成29・1・19・金判1512号42頁—	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 熊本法学	6. 最初と最後の頁 257,266
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 高木康衣	4. 巻 52
2. 論文標題 代表取締役の安全配慮義務違反と会社法429条の責任	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 NEWS LETTER	6. 最初と最後の頁 2,6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件 (うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件)

1. 発表者名 高木康衣
2. 発表標題 会社法350条の制度趣旨に関する一考察
3. 学会等名 日本私法学会
4. 発表年 2021年

〔図書〕 計5件

1. 著者名 丸山秀平・藤嶋肇・高木康衣・首藤優	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 345
3. 書名 株式会社法概論	

1. 著者名 丸山秀平・藤島肇・首藤優・高木康衣	4. 発行年 2020年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 345
3. 書名 全訂株式会社法概論	

1. 著者名 水島郁子・山下眞弘	4. 発行年 2018年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 405
3. 書名 中小企業の法務と理論 労働法と会社法の連携	

1. 著者名 野田博・大杉謙一・小宮靖毅	4. 発行年 2021年
2. 出版社 中央経済社	5. 総ページ数 708
3. 書名 中小企業の法務と理論	

1. 著者名 砂田太士・久保寛展・高橋公忠・片木晴彦・徳本穰	4. 発行年 2021年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 527
3. 書名 企業法の改正課題	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------